受益と負担（公の施設の使用料及び手数料等）のあり方に関する提言

平成２７年６月

岸和田市受益者負担検討委員会

目　　次

はじめに― ―― 1

１．岸和田市の受益者負担見直しの背景 ―― 1
（１）市の対応業務の増加 ―― 1
（２）市の財政状況 ―― 1
（３）行財政改革の取組み ―― 2

２．受益者負担の基本的な考え方 ―― 3
（１）公平性の確保 ―― 3
（２）まちづくりの方向性と公共施設 ―― 3

３．現状把握と課題整理 ―― 5
（１）使用料と手数料の現状と課題 ―― 5
（２）減免の運用状況と課題 ―― 6
（３）無料施設の利用状況と課題 ―― 6

４．市民アンケートとヒアリングからみた市民意識 ―― 7
（１）市民アンケート結果と市民意識 ―― 7
（２）ヒアリングにみる利用者の意見 ―― 9

５．受益者負担（利用者負担）の算出の考え方 ―― １１
（１）使用料の考え方 ―― １１
（２）手数料の考え方 ―― １４
（３）算出方法 ―― １５
（４）使用料、手数料の改定の留意点 ―― １５

６．減額、免除のありかた ―― １６
（１）利用対象者と減免のあり方 ―― １６
（２）利用目的と減免のあり方 ―― １６
（３）無料施設のあり方 ―― １７

資料編 ―― １９
・岸和田市受益者負担検討委員会委員名簿 ―― ２０
・検討の経過 ―― ２０
・岸和田市受益者負担検討委員会規則 ―― ２１
・用語解説 ―― ２２
・資料１～資料８ ―― ２４
・公の施設に関する使用料の見直しに係るアンケート調査とりまとめ ―― ３９

はじめに

本委員会は、平成 26 年 7 月 1 日付けで岸和田市長から「受益と負担（公の施設の使用料及び手数料等）のあり方」についての諮問を受けて、5 回の会議の開催並びに市民アンケートの分析とヒアリングを行い市民の意向も把握したうえで慎重に審議を進めてきた。

委員会においては、先ず、後述する岸和田市の厳しい財政状況を重く受け止め、今後の持続可能なまちづくりを前提に、議論を進めるという方針を全員で確認した。

また、岸和田市が自治基本条例を定め、これまで市民とともに築き上げてきた市民、事業者、行政による協働のまちづくりの精神を尊重することを議論の根底におくこととした。

上記の 2 つの方向性を委員会の柱として、各委員はお互いの専門分野の知見と受益者負担に関する基本的な立場を相互に理解しつつ、検討した内容に基づき、この提言書をまとめることとした。

１．岸和田市の受益者負担見直しの背景

（１）市の対応業務の増加

地方分権一括法の制定以来、基礎自治体である市町村が所掌する業務は多岐にわたっている。加えて大阪府からの独自の権限移譲や新たな法の施行に加え、多様化する市民ニーズにより、その役割は増加している。

岸和田においては、「岸和田市まちづくりビジョン」に掲げる将来像の実現に向けて、「第 2 期戦略計画」を定め、市民、事業者、行政の協働によるまちづくりをすすめている。また、行政経営の視点で、事務事業の改善や公共施設の適正配置などに努めているが、今後の市政運営において、さらに厳しく「選択と集中」を迫られると推察される。

（２）市の財政状況

広報きしわだ(平成 26 年 11 月号、「資料 1」)にも記載されているように、平成 25 年度の決算状況は、実質収支で 9,532 万円の黒字である。しかし、決算書では、財政調整基金、減債基金からの繰入金（⇒一般家庭における預金の取り崩し）が 12 億円で、その結果両基金の残高は約 34 億 6,000 万円となり、市債残高（⇒一般家庭における借入金)は 801 億 9,837 万円となっており、厳しい財政事情が伺える。

また、日本経済新聞(平成 26 年 11 月 24 日「都市財政、人口減が直撃」)の報道によれば、財政の柔軟性を示す経常収支比率は、平成 25 年度は 100.5 に達し、全国で 7 番目に財政の硬直化が進んでいる状況にあった。

さらに、前述の広報紙によれば、少子高齢化による負担の増加で、今後も基金の取り崩しによって収支の均衡を図ることとなる。平成 31 年度の見込み額では、市債を 645 億 3,000 万円（市民を 20 万人として一人約 32 万 3 千円）残して、基金は 43 億 8,100 万円（市民を 20 万人として一人約 2 万 2 千円）まで目減りするとされている。

市政を運営する上で、財政問題はその基盤であり、負担を将来世代に先送りすることなく、現世代と将来世代の負担の公平性にも十分留意する必要があると考える。

（3）行財政改革の取り組み

岸和田市においては、平成 9 年 3 月に「行財政大綱」の策定にはじまり、現在も「岸和田市行財政新改革プラン」に基づく行財政改革に取り組んでいる。職員数の削減や給与の見直しによる人件費の削減、民間委託の実施、補助金の見直しなどの歳出(支出)の削減や企業誘致による税収入の確保、ふるさと納税の活用、広告事業の実施など歳入(収入)の確保に努めてきたことを確認した。

また、一部の使用料や手数料の見直し、ごみの有料化など市民にも多大な協力を得ながら、行政と一体となって財政の健全化に向けて努力してきたことを認識した。その効果額は平成 19 年度から平成 23 年度の「きしわだ行財政再生プラン」においては、約 122 億 1 千万円の効果額「資料 2」を生み出し、平成 24 年度から実施されている「岸和田市行財政新改革プラン」においては、平成 24 年度には約 5 億 1 千万円、平成 25 年度には約 4 億 4 千万円の効果額「資料 3」が計上されている。

しかしながら、少子高齢化の中で、多様化する市民ニーズへの対応が求められ、市の財政状況は厳しく、財政の弾力化が著しく失われている現実を深く受け止め、その打開に向けた一層の努力が求められる上で、今回本格的な使用料や手数料の見直しの検討を行うこととなった。

２．受益者負担の基本的な考え方

先ず、議論の対象となる受益者負担の考え方について整理しておく。

地方自治法においては、第 225 条で「普通地方公共団体は、第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる」、第 227 条で「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる」と規定されており、特定の個人のために行うサービスにおいては、税とは別に金銭的な負担を求めることができる。

また、この受益者負担のあり方を検討するうえで、委員の共通の認識として下記の 2 点を確認することとした。

（１）公平性の確保

市が行うサービス提供の財源は、基本的には市民が納付する手数料や税金が充てられている。

施設を使用する市民は使用料を納付するが、施設の運営に要する経費と使用料の差額は税によって賄われており、施設を使用しない市民も間接的に納税によってこれを負担していることとなる。

使用料の検討にあたっては、使用料を負担する利用者と施設を利用しないが税によってその経費を負担する市民の双方の理解が得られることが大切である。

（２）まちづくりの方向性と公共施設

①市民生活の基盤を支える公共施設

行政は、市民の福祉の増進のために様々な公共施設を設置することとなるが、道路などのように不特定多数の市民が必然的に使用する施設と、市民の多様化するライフスタイルの中で、よりよい生活を求める市民の個人的ニーズや嗜好によってその必要性が異なる施設が存在する。

施設によっては、その存在が市民にとって日々の生活上、不可欠なものもあり、また、多くの公共施設が老朽化している。市の「公共施設のあり方に関する基本方針」によれば、維持修繕に要する経費は施設を現在と同規模で建替え、または大規模修繕を行うと想定した場合、20 年間で総額 303 億円と見込まれ、今後、市の大きな財政負担となることが危惧される。別に公共施設マネジメント検討委員会を設置して議論されている「(仮称)再配置基本計画」との整合を持ちながら、必要な経費をどのように賄うのか十分検討する必要がある。

②市民・事業者・行政による協働のまちづくりと公共施設の役割

市民、事業者、行政による協働のまちづくりにおいては、十分に話し合い、相互理解を深めながら、それぞれが共通の認識のもとに、共通の将来ビジョンに向かって連携しながら、各主体がその役割をしっかりと果たすことが求められる。

また、協働の担い手である市民が自ら課題を認識し、その解決に向けて学び、議論し、活動するための場の提供の役割を行政が担うことが求められる。

自治基本条例においては、第 16 条に協働について、「市は協働を推進するに当たり、市民及び事業者の自発的な活動を支援するよう努める。」と定められている。

「岸和田市の公民協働推進の指針」においては、既存の施設を会議や実施事業に利用している市民活動団体が多くあるとしながらも、特定の限られた市民の利用に止まってしまってはいけないとし、広範な市民と行政、市民同士のコミュニティを育む施設へと転換することにより、協働事業の推進を図る「集いの場」として一翼を担う施設づくりを進めることが必要であると記述している。

これまで岸和田市が築き上げてきた協働のまちづくり、これを支えてきた公共施設の役割、今後のあり方についても、十分配慮する必要がある。

③公共施設における活動が地域ではたしてきた役割

「第 17 回　いきいき市民のつどい」の資料を調査しその一例を垣間見ることができる。例えば、岸和田市においては、市が開催する家庭教育学級への参加をとおして、地域や暮らしに関わる課題を認識し、その後は自主学習グループにおいて学びを深めながら仲間とのつながりを築くなかで、子育てや介護の分野でＮＰＯを立ち上げ地域で活動をしたり、男女共同参画推進の担い手として活躍している事例をあげることができる。

このように、市がコミュニティの拠点として、市民の参画や学びの場として整備してきた公共施設において、市民自らが地域の課題を学び、その解決のために話し合い、行動し課題の解決に取り組む、集い、学び、交わることが地域での実践へと結実してきた成果は高く評価されなければならず、次世代へと大切に継承されなければならない。

３．現状把握と課題整理

（１）使用料と手数料の現状と課題

①使用料と手数料の決め方

岸和田市における使用料や手数料は、概ね、近隣自治体との均衡に配慮し、市内の同類の施設使用料を参考に定められている。算定の基準については、特に、定められていない。

なお、「きしわだ行財政再生プラン」によって使用料の見直しが図られたが、一部の施設を除いて実施されていない。

②市民の施設利用割合と運営費に占める使用料の割合

岸和田市の「公共施設のあり方に関するアンケート（平成 26 年 6 月）」によれば、施設を利用したことのある市民の割合は、「資料 4」のとおりであり、公民館等 32%、女性センター5%、保健福祉施設 22%、スポーツ施設 29%、文化振興施設 51%、観光施設 46%となっている。

ホール等の集会機能を備えた文化施設では 5 割を超えて、観光施設も 5 割に迫る状況であるが、他の施設は多くて 3 割、低い施設では 1 割に満たない状況であった。

岸和田市が作成した「公共施設白書」をもとに検証すると、分野別の施設運営費に占める使用料等の割合は「資料 5」のとおりであり、税：使用料等の割合は、体育館等、有料の運動広場では 69：31、文化施設では 92：8、入場料を徴収している観光施設では 72：28 となっている。

施設によって経費に占める使用料の割合は異なるが、多くても 3 割程度となっている。公民館、女性センター、福祉総合センター、青少年広場等は原則無料施設であるため使用料の収入は目的外使用の場合のみであり、経費のほぼ全額を使用しない市民を含めて納付される税金によって賄われている。

③手数料の現状

手数料は住民票の写しや各種証明書などを発行した際に、その事務に要した費用を利用した市民に負担してもらうものである。法令や府条例などで基準が統一されているもの、審議会等の答申を経て算定しているものと市が独自で設定できるものがあるが、今回の検討の対象とする手数料は市が独自に設定できる手数料とする。

④近隣自治体との比較

手数料について代表的なものを大阪府内の他団体と比較したものが「資料 6」である。住民票の写しや印鑑登録証明書の手数料は岸和田市が 300 円のところ 200 円～300 円の範囲、所得課税証明書や納税証明書の手数料は岸和田市が 300 円のところ 200 円～400 円の範囲と概ね同額の設定となっている。

施設使用料について、他市の状況と比較したところ、公民館は有料の自治体と無料の自治体にわかれており、市営の公民館を持たない市もある。使用料について他市の状況は「資料 7」のとおりである。本市は原則を無料とし、目的外利用に関して使用料を徴収している。他の自治体には、原則を有料として、規則で基準を設けて一定の割合を減免する例もある。

（２）減免の運用状況と課題

有料施設である文化施設や生涯学習関連施設の減免は行政による利用のみであり、観光施設や市営駐車場の減免は子どもや障害者など対象者によるものと、行政視察や学校の遠足などである。主な減免理由（根拠）、利用に占める減免利用の割合は、「資料 8」のとおりである。

（３）無料施設の利用状況と課題

無料施設について、図書館は入館や資料の利用について法律で無料の規定がある。岸和田市では、公民館、福祉関連施設、女性センターなどが条例によって無料と定められ、目的外使用に関して使用料を定めている。青少年広場も条例で無料と定められている。学校体育施設開放事業については使用料に関する規定がない。

無料施設の利用状況を調査したところ、同様の活動内容であっても施設によって有料と無料の扱いが異なる場合やあらかじめ個別施設毎に団体が指定され、同種他施設において活動する場合は有料となるなど課題が見受けられた。

また、利用できる団体の登録などが必要なため、一般の利用が伸びないなど利用者の偏りなどの弊害も懸念される。

岸和田市においては、公共施設マネジメント検討委員会において、公共施設の「（仮称）再配置基本計画」が検討されており、これと連携して施設の利用率向上も視野にいれた検討が必要と思われる。

４．市民アンケートとヒアリングからみた市民意識

（1）市民アンケート結果と市民意識

前述の「公共施設のあり方に関するアンケート」によれば、今後の施設の維持管理に関する質問では、回答者 1,287 人中 350 人が施設利用者の負担を増やす項目を選択している。なお、同質問に対し、業務委託などの活用による費用削減を選んだ市民が 717 人に及ぶことについて、行政は十分配慮することが必要である。

また、平成 26 年 8 月に、「公の施設に関する使用料の見直しに係るアンケート」調査を実施した。

このアンケートは、対象者 3,000 人に対し回答者が 763 人とやや回答率が低く、回答者に占める施設利用者の割合が高かったことに留意が必要であるが、「受益者負担の考え方」についてどう思いますかの質問に対して、「賛成」と「どちらかというと賛成」を合わせた『賛成』は、全体では約 6 割を占めた。

次に、施設の維持管理経費は使用料と税金のどちらでどの程度賄うべきだと思いますかの問いについては下記のとおりであった。

◆施設の維持管理経費は使用料と税金のどちらでどの程度賄うべきだと思いますか◆

公民館	全体では税金の割合が高く、未利用者（不明回答）は税金、使用料の差はない。
スポーツ施設	全体では使用料の割合が高く、未利用者も使用料の割合が高い。
文化振興施設	全体では使用料の割合が高く、未利用者も使用料の割合が高い。
保健福祉施設	全体では税金の割合が高く、未利用者は税金、使用料の差はない。
観光施設	全体では使用料の割合が高く、未利用者も使用料の割合が高い。
学校体育施設	全体では税金の割合が高く、未利用者は税金、使用料の差はない。
女性センター	全体では税金、使用料の差はなく、未利用者も税金、使用料の差はない。

また、減免については、施設を利用する人によって使用料を減額・免除するべきだと思いますかの問いについては、全ての施設で「減額・免除するべき」が「減額・免除は不要」を上回った。特に、保健福祉施設は「減額・免除するべき」が 2/3 近くを占める。

◆減免については、施設を利用する人によって使用料を減額・免除するべきだと思いますか◆

公民館	「高齢者」「障害者」「子ども」が 40%前後でほぼ同率である。
スポーツ施設	「障害者」「子ども」が同率で多く、「高齢者」が次いでいる。
文化振興施設	「障害者」が最も多く、「子ども」「高齢者」が次いでいる。
保健福祉施設	「障害者」が最も多く、「高齢者」が次いでいる。
学校体育施設開放事業	「子ども」が最も多く、「障害者」が次いでいる。
女性センター	「障害者」が最も多く、「高齢者」が次いでいる。

年齢別では、10～30 歳代は「子ども」を選んだ人が多く、50 歳代、60 歳代は「障害者」を選んだ人が多く、70 歳代は高齢者を選んだ人が多い。

施設を利用する目的によって使用料を減額・免除するべきだと思いますかの問いについては、全ての施設で「減額・免除するべき」が「減額・免除は不要」を上回った。特に、公民館、保健福祉施設は「減額・免除するべき」が 6 割近くを占める。

◆施設を利用する目的によって使用料を減額・免除するべきだと思いますか◆

公民館	「町会、自治会などの活動」が最も多く、「地域安全活動」、「子どもの健全育成を図る活動」が続く。
スポーツ施設	「子どもの健全育成を図る活動」が最も多く、「学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動」が続く。
文化振興施設	「学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動」が最も多い。
保健福祉施設	「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」が最も多い。
観光施設	「観光の振興を図る活動」が最も多い。
女性センター	「男女共同参画社会の形成の促進を図る活動」が最も多い。

なお、特筆すべき個別意見としては、減免措置は必要であると回答した市民で、「使用料は、使用する人が負担するのが当然だが、子ども、障害のある方については負担を減らすべき」、「利用料免除・減額を続けていくことは、生活弱者を大事にしていく市政方針にとって重要なことである」など 20 件の意見がある一方で、減免措置は必要ないと回答した市民で、「公共施設は誰もが平等に利用できるという立場から、使用料も特に免除の必要はない様に思う」、「岸和田市の財政がきびしければ、減額・免除などと言っている場合ではない」、「趣味・娯楽の要素が多いものは、減額・免除の必要が少ないと思う」など 20 件の意見があった。

アンケートに関し委員会は、市民は公民館や福祉施設に比べて文化施設、スポーツ施設や観光施設などの娯楽、アミューズメント性が高い施設に対して使用料の割合を高く設定する意向が強く、減免に関しては町会・自治会に代表される地域活動や福祉活動など公益性が高い活動に対して、福祉的な視点で障害者、子ども、高齢者に対する減免について理解を示されていると受け止めた。

また、利用者を含めた 6 割程度の市民が利用に応じた負担に理解を示す一方で、2 割弱の市民が反対の意向を示し、個別には生活弱者に対する配慮を求める意見も見られることから、市の財政状況も踏まえ、市のまちづくりビジョンなどに示された市の政策との整合性について検討し、減免についても市民の理解が得られることが必要性であることを再確認した。

（2）ヒアリングにみる利用者の意見

委員会では、直接、利用者の意見を聞いて検討することとし、平成 27 年 2 月に非公開で団体ヒアリングを実施した。利用者団体から意見で特筆すべきものは下記の通りである。

◆利用者団体からの意見◆

100%ボランティアとして、施設で学んだことを、施設に来にくい方にいろんな形で還元していける場という意味も込めてやっているので受益者負担には反対である。
法律に基づき国や自治体が率先してやらなければならないことだ。市民への啓発ということを考えると、市民が自主的にというのはどうか。
岸和田市は地域で市の施設がたくさんあるが、町内会にも地域の施設があり、そこは有料で、エアコンなどはコインで利用するという形になってきている。そういう使い方になってきているというのは認識している。
昔から地域に還元するという意識を持って活動をするようにしている。有料となれば、地域の方と交流する機会を持ち、活動していく義務があるのだろうか。
ここ数年財政の厳しさについて訴えられてはいたが、今回の問題提起については唐突な感じがする。決算概要についても、いろんな健全性を示す資料では一応クリアしているように書かれてあり、どの程度の厳しさなのかというところがわからない。本当に厳しいのであれば、市民の理解を得るために、厳しさをもう少し理解できるような形で示していただけたらと思う。
そこには利用している活動内容の目的以外の、コミュニティ活動がかなりあると思う。だからこそ施策としてやっているのだろう。
すべての使用料を取ったとして、果たしてどれくらいの金額が出てくるのか。どのくらいの使用料を考えておられるのかが、全く想像がつかない。財政事情が苦しいのであれば、もっと身を切る改革をすべきだ。
公共施設の利用料の受益者負担については、原則として反対する理由はないと考えている。しかし、市の事業の一環としての活動であれば、その活動に対しては利用料を課すべきではないのではないか。
高い金を払って民間でやっている人もいるわけだし、行政がわざわざ趣味の範囲まで世話を焼くことはないと思う。
岸和田市の去年の財政の報告だが、一応は黒字となっているが、これは単年度ということで実際は巨額の負債を抱えている。公共施設は指定管理者制度を導入して、なるべく借金を減らしてほしい。

委員会は、ヒアリングをとおして、それぞれの団体の根底に「自分たちの活動は市の政策に協力している」「市の方針に基づいて活動している」という意識が、ある意味では当然の思いであることを認識した。更に、無料原則で行われている市民の文化活動、自主活動をどのように評価するのかというところが一番大きな課題であると考えた。

一方で、市民に提供すべきサービスは多岐にわたり、財政状況を考慮した時に、様々なところから予算を削っていく必要があることを考えた場合、「有料化不可避である」との意見に集約される。

この場合は、受益者負担の視点を持ちながらも、政策的な余地を残し、施設の持続可能な運営に向けて、経費の一部を原則負担していただくことを基本に、財政難の中で一定の施設を維持して、市民の活動の場を提供し続けることを基本に置くことが賢明と考える。そのために、どのような活動について減免するのかを市民に分かりやすく説明する必要がある。しかし、それをどのように決めるのかは非常に難しいと感じた。また、市に対して、「ただ情報を出すだけではなく、市民が分かる情報を出しなさい」と言う非常に厳しいコメントや「実際に有料化した場合、具体的にどのくらいのお金が入るのか、微々たるお金であれば、あえて有料にしなくても他に改革すべきことがある」との厳しい指摘を真摯に受け止め対応されるよう要望する。

５．受益者負担（利用者負担）の算出の考え方

これまでの検討の経過を踏まえ、委員会として以下のとおり考え方をまとめた。

（１）使用料の考え方

①コスト負担の考え方

基本的な考え方として、全額を税で負担すべき施設を除き、利用者に全面的に還元される経費（施設使用に係る光熱水費など）は原則として利用者の負担とした。さらに、採算性・公的関与の必要性による指標からいくつかの区分を設定し、段階的に上記以外の経費も受益者の負担とすることとした。

税金と使用料の負担割合をそれぞれ下表のとおり区分Ａ～Ｅと設定し、区分　に応じ受益者の負担する費用を分ける。

◆公共施設の区分◆

区分	特性	考え方
A	採算性が高く、公的関与の必要性が小さい	●民間による代替施設があり、公的関与の必要性が小さい ●市が施設を設置すべきか検討が必要な領域である。 ●全額を利用者の負担で賄う
B	採算性が高いか、公的関与の必要性が低い	●民間による代替施設があり、公の関与が一定必要な領域 ●公的関与の必要性が小さいが民間の代替施設の運営がやや難しい領域 ●民間施設と競合するが公の役割が認められるか、公の役割は小さいが市場原理のみでは運営が難しいことから、税の投入が必要である。 ●光熱水費等施設の使用により変動する費用（以下「変動費用」という。）と施設等維持管理に係る固定費用の多くを利用者負担とする
C	採算性がやや高いか、公的関与の必要性がやや小さい	●民間による代替施設の運営も可能であるが、何らかの公的関与が必要な領域 ●公的関与の必要性はあまり高くは無いが、市場原理のみでは運営が難しい領域 ●民間による代替がある程度可能か、公的関与の必要はさほど認められない施設である。 ●変動費用程度を利用者負担とする
D	採算性が小さいか、公的関与の必要性がやや大きい	●民間による代替施設の運営が難しい領域で、公的関与が必要な領域 ●営利を目的としない団体による設置の可能性が残されており、公的関与の必要性が求められる施設であることから、税の投入の必要性が高い。 ●変動費用の一部程度を利用者負担とする
E	採算性が小さく、公的関与の必要性が大きい	●民間による代替が見込めず、公が責任を持って担うべき領域 ●全額を税で負担する

◆負担費用の例◆

施設区分 / 分類	A			
	B			
	C			
	D			
大分類	利用により変動する費用		固定的な費用	
中分類	利用による経費	維持保全経費	施設関連経費	土地関連経費
小分類	光熱水費			
	人件費（運営分）	人件費（維持管理分）		
	委託料（運営分）	委託料（維持管理分）		
			賃借料	
	修繕費		減価償却費	
	保険料	大規模改修費		
				機会費用
				借地料

●施設区分毎の利用者負担となる費用の例示である。
●「E」区分は無料施設であるため負担費用はない。
●費用の詳細については以下のとおりである。

人件費　…施設を運営及び維持管理に要する人件費のみ対象とする。雇用形態は問わない。同一の人員がその他の業務にも従事する場合は、平均的な従事割合で按分する。

委託料　…施設の管理運営委託に要する費用。運営分と維持管理分のみ対象とする。
運営分には受付業務委託や開場・料金徴収業務委託など
維持管理分には警備、清掃、電気設備保安・消防設備保守などが含まれる。
包括的に委託されている場合は、平均的な従事割合で按分する。

賃借料　…施設の利用、維持管理に必要な物品等のレンタル料、リース料。

修繕料　…修理や補修のうち、小規模でかつ使用価値、効用の減少を防ぎ、本体の維持管理、現状復旧を目的とする費用。

減価償却費…建物等の取得に要した金額をその資産の使用可能期間の全期間にわたり分割して必要経費とするため、一定の方法によって各年分に配分した経費。

保険料　…建物や構築物に対する火災保険や損害保険の保険料。

大規模改修費…老朽化等に伴い、施設の形状ないし構造そのものを改良する全面的な改修費用。

機会費用…市が所有する施設の敷地について、他の用途で使用した場合に得られたであろう利益を損失として経費とみなした費用。市が所有する敷地を民間に貸した場合の地代で算出する。

②使用料負担と税負担の割合

公共施設の性質を区分する評価軸として「採算性（民間代替の存在)」と「公的関与の必要性」に着目し、またそれぞれを大・やや大・やや小・小の 4 段階にわけ 16 に区分し利用者が負担すべき費用区分Ａ～Ｅの 5 段階を配置した。左下が公的関与の必要性が高いサービスでかつ採算性の低い、民間で供給されないサービスという分類である。そこから上もしくは右に行くほど税での負担する費用が減っていく。右上が採算性が高く民間でも実施可能かつ公的関与の必要性が低いサービスであるため原価とすべき経費の全額を利用者の負担とした。

次に、市民意識や収支状況などを分析し、下記の表に施設の配置を試みた。

◆採算性、公的関与と費用負担設定の例◆

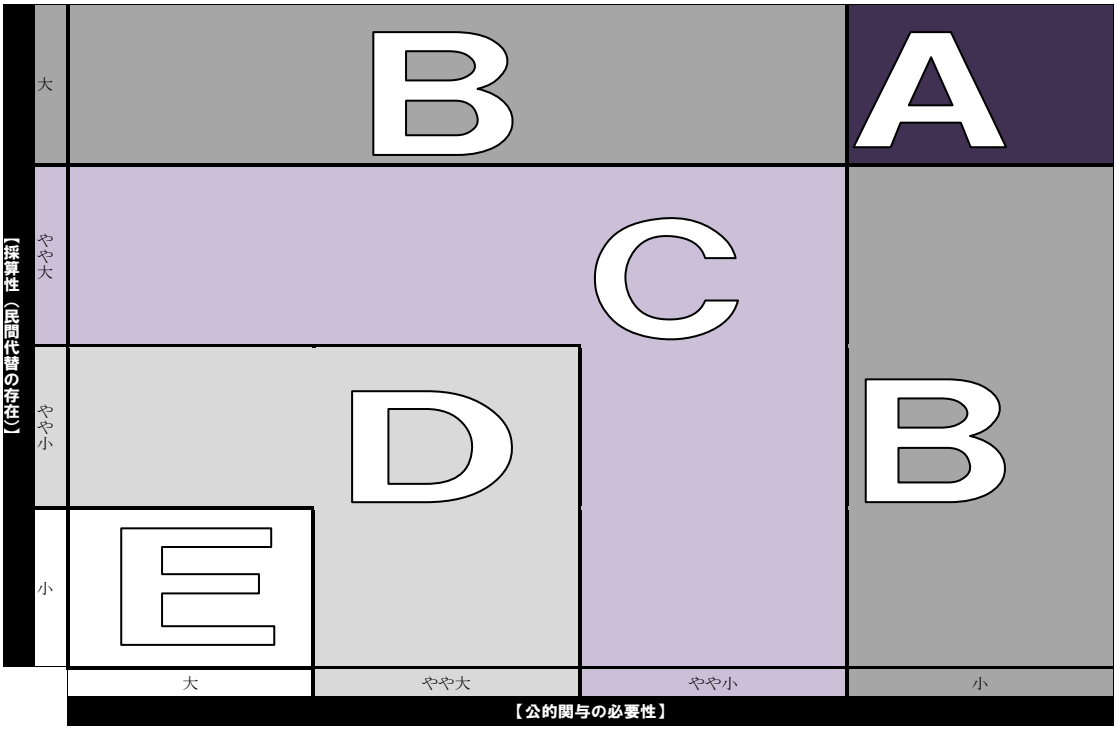

◆各区分の施設例◆

区分	代表的な施設
Ａ	駐車場、駐輪場など
Ｂ	文化振興施設、スポーツ施設、観光施設、産業振興施設など
Ｃ	学校体育施設開放による学校施設など
Ｄ	公民館等、女性センター、保健福祉施設など
Ｅ	道路、公園など

③原価計算に馴染まない使用料、例外的に扱う使用料

使用料のうち、その収入をもって他の施策の財源とするものや、料金の設定の際に市の重点施策である等、政策的な判断が必要とされるものは、原価計算による料金設定には馴染まないものと考える。

なお、斎場のように手数料の意味合いも持つ施設については、手数料に準じ年間利用数（稼働率）を考慮するとととともに、火葬に要する人件費や損耗の激しい耐熱部材の改修経費なども算入すべきである。

また、観光施設のうち、文化財的な意味合いの強い施設や郷土の伝統を紹介する施設については、一定の配慮が必要である。

（２）手数料の考え方

①コスト負担の考え方

手数料の原価は、証明書等を発行するに際して要する費用を見込む。ただし、窓口や電算システムなど設置場所に要する建物整備費は見込まない。

手数料原価＝事務処理に要する費用【１】+{【２】（年間）}／年間処理件数

◆事務処理に要する費用の原価算定◆

区分	書類発行等にかかる費用
【１】人件費	１件処理時間×職員人件費単価
【２】物件費	書類の用紙代 通信運搬費 電算システム関連費用

※電算システム関連費用については、特定の者に提供するために本来業務から派生した業務に係る費用のみ算入する。

②原価計算に馴染まない手数料

手数料のうち、行政として必須のサービスであるが、年間利用件数が少ないものや専門的な技術や知識が必要なもの、調査等に長時間を費やすものは、コスト計算を行うと高額になる。これらの手数料については、国や府、他市町村の同種の手数料と均衡を考える必要がある。

③手数料と税負担の割合

手数料は必要とする特定の者のためにのみ行うものであるから、原価に算定する費用全額を負担するべきである。

（3）算出方法

使用料の算出にあたっては、公平な負担となるように、上記の考え方に基づき同種同等の施設については原則的に使用面積あたりの料金は同一とし、設備に大きな差があるときは料金に差を設けるべきである。

（4）使用料、手数料の改定の留意点

①定期的な見直し

使用料及び手数料の見直し周期については、短ければ利用する市民などに混乱を招く恐れがあり、長ければ算出根拠の信頼性が低くなるため、社会情勢や経済情勢の著しい変化など特別な事情がある場合を除き、概ね 3 年～4 年周期で見直すべきである。

岸和田市においては、中期的な施策形成の方向性を示す最上位の計画である戦略計画が 4 年ごとの見直しとなっているため、戦略計画の見直しの時期にあわせ 4 年が適当であると考える。

②激変緩和措置

前述の方法で算出した使用料が大幅に上昇する結果となった場合に利用者の減少を招く恐れもあるため急激な利用料の負担増については、上限を定め、市民の混乱を避けるようにするべきである。

③その他考慮すべきもの

料金の改定にあたり市民の負担が増加することが考えられるため、判別が可能な範囲において市内在住者とそれ以外の者の料金に差別化を図るべきである。

ただし、自治基本条例で市民とは市内に住み、働き、若しくは学ぶ人又は市内に事業所を置き市内で事業活動を行う者と規定されているため、それらの者は市民と同等に扱うよう配慮が必要である。

また、指定管理者制度を導入している施設については、指定管理期間が長期になるものを除き、制度導入時または更新時に見直しを行うべきである。なお、公租公課の改定時にあっては適宜、適正な添加が行われるよう見直しが必要である。

その他、公の施設であることから、使用者が実費の範囲を超え、入場料や受講料その他これに類するものを徴収する場合には割増料金を設定すべきである。

６．減額、免除のあり方

（１）利用対象者と減免のあり方

市民アンケートにおいては、いずれの施設についても、「障害者」、「子ども」、「高齢者」に対する減免の必要性を認める意見が多く見受けられた。また、法令根拠、市の計画との整合性、障害者の社会参加、高齢者の健康保持と生きがい対策、次世代の市の担い手育成などを考慮した場合、委員会としての意見は下記のとおりである。

◆利用対象者と減免のあり方に対する委員会意見◆

障害者については障害者基本法の主旨に基づき、経済的負担の軽減と障害者の自立の促進を図るため適正な減免制度が必要である。
高齢者については、委員会においてもさまざまに議論されたところであるが、当面は 65 歳以上を目安としながら、時代の変化に応じて見直していくことが必要である。なお、減免の対象とすべき公共施設については限定して検討する必要がある。 ただし、老人福祉法に老人福祉センターについては無料又は低額な料金とするとの規定に基づき、該当する施設については適正な減免制度が必要である。
子どもについては、「岸和田市まちづくりビジョン」の「第 2 期戦略計画」においても子育てに関する施策が最優先とされており、適正な減免制度が必要である。なお、岸和田市に関する伝統、文化や自然など次世代への伝承の役割を担う公共施設を中心に免除を含めて検討すべきである。対象年齢について、委員会でもさまざまな意見がだされたが、小学生や中学生など学校単位を原則とし義務教育までを中心としながらも、高校生の社会参加などにも配慮することが必要である。

（２）利用目的と減免のあり方

市民アンケートにおいては、市民との協働のまちづくりの視点から町会や自治会の活動に対する減免や市が市民の福祉の向上のために整備した公共施設の設置目的に沿った活動に対する減免を容認する意見が多くみられた。

また、市民団体のヒアリングにおいても、「地域のために頑張っている」という意識がとても強く、市の施策に協力しているとの意見が多く出された。

一方で、市に提供を求めた施設の使用団体やその活動分野を概観した場合、その活動に必ずしも公益性が認められるものばかりではなかった。

委員会としては、その活動の目的や活動の成果が地域や第三者に社会的利益の還元をもたらすものか、あるいは嗜好性が強く、個人の生活に潤いを与え、もっぱらその成果が個人に帰結するものなのかという視点で活動の公益性を評価することの重要性について議論を重ねてきた。各施設の設置目的と利用目的の整合性にのみ

とらわれることなく、公益性が認められる活動について、一定の基準を整理した上で減免制度を設けることが必要との認識で一致した。

ただし、多様化する市民の価値観、うるおいのある文化的な生活を営む権利、生きがいづくりが地域コミュニティの醸成や健やかで心豊かな暮らしに結びついていることは、見過ごされるべきではないことを申し添えておく。

（3）無料施設のあり方

岸和田市においては、法律に無料の規定のない施設についても、独自に条例において原則無料を定めている。これらの施設は、市が特定の目的で設置し、その目的の公益性と利用を促進する立場から無料とし、これらの施設の設置、利用が岸和田市のまちづくりに果たした役割は評価されなければならない。

しかし、これらの評価を踏まえつつも、岸和田市の財政事情、施設の多様化に伴い他の有料施設と類似した活用方法が散見されること、各施設の多目的な活用による利用率の向上の視点などから総合的に検討することが求められる。

施設を活用して行われる取組による利益が第三者に及ぶ公益性が認められるか、もっぱら活動の成果が個人や団体等の内部に留まるものかという視点で検討される方が、税を投入することについて、より多くの市民に賛同を得られるものと考える。

資　料　編

岸和田市受益者負担検討委員会委員名簿（敬称略）

○和田　聡子（委員長）　　大阪学院大学経済学部教授

○萩原　雅也（副委員長）　大阪樟蔭女子大学学芸学部教授

○黒田　隆之　　桃山学院大学社会学部准教授

○的場　信敬　　龍谷大学政策学部准教授

○中村　慶子　　公認会計士・税理士

検討の経過

	受益者負担検討委員会	
平成 26 年 7 月 1 日（火） 午後 6 時から	第 1 回	１．本市の使用料と手数料について ２．使用料等の見直しに向けた他市の取組について ３．計算方法の考え方について ４．市民アンケートの実施について
平成 26 年 8 月	市民アンケートの実施	
平成 26 年 10 月 14 日（火） 午後 3 時から	第 2 回	１．市民アンケートの結果について ２．使用料の原価計算の試算結果について ３．手数料の原価計算の試算結果について ４．税と受益者負担の割合検討について
平成 27 年 1 月 13 日（火） 午後 7 時から	第 3 回	１．減額免除のあり方の検討 ２．無料施設のあり方の検討 ３．利用者団体ヒアリングについて ４．税と受益者負担の割合の検討 ５．料金改定にあたっての検討
平成 27 年 2 月 8 日（日） 午前 10 時から	第 4 回	利用者団体ヒアリング（非公開）
平成 27 年 4 月 28 日（火） 午後 5 時半から	第 5 回	・答申(案)、付帯意見等について

岸和田市受益者負担検討委員会規則

平成26年５月27日規則第28号

（趣旨）

第１条　この規則は、岸和田市附属機関条例（平成15年条例第１号）第４条の規定に基づき、岸和田市受益者負担検討委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他の必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　委員会の委員（以下「委員」という。）は、使用料、手数料等の受益者負担の賦課徴収に関し学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する者をもって充てる。

（任期）

第３条　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。

２　委員が任期の途中で交代した場合又は委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第４条　委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

２　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

２　委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席）

第６条　委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めるものとする。

（事務局）

第７条　委員会の事務局は、企画調整部行政改革課に置く。

（その他）

第８条　この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成26年６月１日から施行する。

（会議招集の特例）

２　第５条第１項の規定にかかわらず、委員の互選により委員長が選出されていない場合にあっては、市長が会議を招集する。

用語解説（５０音順）

用語	解説
①いきいき市民のつどい	平成 10 年度に本市で「年輪のつどい」としてはじまり、生涯学習のまちづくりを、市民ぐるみで推進するために設置された生涯学習推進本部で企画・運営する。毎年、1 月の第 4 土曜日の午後に、その時々のテーマに応じた講演会や、パネルディスカッションなども行う。
②きしわだ行財政再生プラン	平成 19 年度から平成 23 年度までの 5 ヵ年の本市の行財政の再生プラン。財政推計で示された 5 ヵ年の収支不足約 120 億円の解消、経常収支比率の逓減を図ると共に、中長期的には実質公債費比率の逓減を視野に入れ、財政構造の転換を目指した。
③岸和田市行財政新改革プラン	平成 23 年度から平成 28 年度までの本市の行財政改革のプラン。行政評価等を活用した行政経営手法による業務の見直しと、行財政の構造的な改善を図ることを目的とした。
④岸和田市の公民協働推進の指針	本市が平成 17 年に市民が主体の「市民自治都市」の実現に向け、公民協働の推進を目指して、基本的な考え方、方向性、具体的施策をまとめたもの。
⑤岸和田市まちづくりビジョン（＝第 4 次岸和田市総合計画）	本市の自治基本条例に定められた理念に基づいて掲げられた、市民と議会、行政それぞれの責務や情報共有、市民参加、協働、市政運営の原則などを具体化し、実践するための計画。行政が行うすべての施策や事業の根拠となる最上位の計画。 将来構想（基本構想）、戦略計画（基本計画）、経営計画（実施計画）の 3 個の計画で構成されている。
⑥行財政大綱	平成 9 年 3 月に本市が新たな視点から「最小の経費で最大の効果」を目標とした、より簡素で効率的な行財政の確立に向け、自主的・主体的に改革を進めていくことを定めた大要。
⑦経常収支比率	毎年度経常的に収入される一般財源（自由に使用できるお金）を、毎年度経常的に支出する経費（必ず支出しなければならないお金）に、どれくらい充当しているかを表すもの。100%に近付くにつれ財政にゆとりが無くなる。
⑧原価計算	答申では行政サービス等の提供や公共施設の維持管理等に必要な費用（コスト）を計算することの意。
⑨減免	減額と免除の略。税金や使用料等の負担を減額または免除すること。
⑩公益性	特定の個人や団体だけでなく広く社会一般の利益となるもの。公益法人制度では公益性とは「学術、技芸、慈善その他の公益に関する（中略）事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの。」と規定されている。
⑪公共施設	国や自治体等が所有する建築物だけでなく、道路や公園などのインフラ系施設やごみ処理施設、し尿処理施設などのプラント系施設も含まれる。
⑫自治基本条例	本市のまちづくりのルールを定めたもので、最高規範性を持つことを宣言し、市の憲法として位置づけられているもの。平成 17 年に施行。

用語	解説
⑬指定管理者制度	平成 15 年の地方自治法の改正により、これまで公共団体等に限られていた公の施設の管理委託について、民間業者を含む法人その他の団体も、管理を行うことができることになった。 多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的として導入された制度。
⑭受益者負担	特定のサービスを受ける者に受益に応じた負担を求めるもの。広義では、分担金、負担金、使用料、手数料及び実費徴収金などがある。
⑮障害者基本法	障害者の自立や社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、国、地方公共団体等の責務を規定した法律。障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。
⑯老人福祉法	高齢者の福祉を図るため，その心身の健康の保持と生活の安定に必要な措置について定めた法律。
⑰第 2 期戦略計画	岸和田市まちづくりビジョンを構成する 3 計画のうちの一つ。将来構想に掲げた目指すまちの姿を実現するための中期的な戦略シナリオとの位置付け。「目指そう値」と「公民の役割分担の方向性」を示し、市長が掲げたローカル・マニフェストとの連動や、何に重点を置くのかといった「選択と集中」を明らかにしている。 第 2 期は、平成 27 年度から平成 30 年度の 4 年間を計画期間としている。

資料１

●市の会計その3

公営企業会計　収益的収支は黒字

公営企業会計とは、上水道、下水道、市民病院など独立して事業を行う会計です。

公営企業会計は、料金などの収入やサービスの提供に必要な費用に関する収益的収支と、企業債や建設改良費など将来の経営活動に備えた投資に関する資本的収支からなります。

収益的収支は、全ての公営企業会計で黒字となりました。

区分		収入額	支出額	差引額
上水道	収益的収支	38億1,926万円	35億5,788万円	2億6,138万円
	資本的収支	7億2,090万円	11億768万円	▲3億8,678万円
下水道	収益的収支	60億7,409万円	57億283万円	3億7,126万円
	資本的収支	29億3,504万円	56億9,122万円	▲27億5,618万円
病院	収益的収支	117億635万円	115億8,852万円	1億1,783万円
	資本的収支	5億2,875万円	17億9,981万円	▲12億7,106万円

※　上記金額は全て税抜きです。「▲」はマイナスを表しています。

資金不足比率

資金不足比率とは、資金不足額を料金収入の規模（事業の規模）と比較した比率で、公営企業の経営の深刻度を示すものです。

資金不足比率が経営健全化基準を超えると、経営健全化計画を策定しなければなりません。

本市では、全ての公営企業会計で基準を下回っています（下図資金不足比率参照）。

市債残高　前年度と比較し減少

市債とは、市が資金調達の手段として金銭を借り入れることにより負う債務で、その償還が複数年度にわたるものを言います。その発行には、将来の負担が大きくなる点から、十分な配慮が必要となります。

平成25年度末の普通会計（本市では一般会計に土地取得事業特別会計を加えた会計）の市債残高は、801億9837万円となり、昨年度末と比べて26億2461万円減少しました。

将来の安定した財政運営のため、引き続き市債残高を減らすよう努めます。

健全化判断比率　全ての項目で基準をクリア

平成25年度決算では、健全化判断比率の全ての指標で基準を下回りました。

しかし、実質公債費比率と将来負担比率は、判断基準を下回っているものの、大阪府内の他自治体と比べると非常に高い割合になっているため、今後これらの比率が改善していくよう努めます。

健全化判断比率とは

健全化判断比率とは、地方公共団体の財政破綻を未然に防ぎ、財政の早期健全化・再生を促すため、国が示した判断基準により、市の財政が「健全団体」「早期健全化団体（要注意状態）」「財政再生団体（破綻状態）」のいずれの状態にあるのかを判断する指標です。

左図の健全化判断比率の4つの比率のうち1つでも基準値以上になった場合は、国が定める計画の策定を行い、財政の健全化を図ることになります。そうなれば、これらの計画に基づいて行政運営を行わなければならず、市民サービスの低下が懸念されます。

健全化判断比率と資金不足比率

		健全団体	早期健全化団体（基準）	財政再生団体（基準）
健全化判断比率	実質赤字比率 一般会計などの赤字を表す指標	★黒字（▲0.22%）	11.40%	20%
	連結実質赤字比率 全会計の赤字を表す指標	★黒字（▲3.77%）	16.40%	30%
	実質公債費比率 借金の返済費用の割合を表す指標	★（14.8%）	25.0%	35%
	将来負担比率 一般会計などが将来負担すべき負債の割合を表す指標	★（97.0%）	350%	

良 ← 財政状況 → 悪

		健全団体	経営健全化団体（基準）
資金不足比率 公営企業会計の資金不足の割合を表す指標	上水道	★（▲45.8%）	
	下水道	★（0%）	20%
	病院	★（▲9.6%）	

※　「★」は本市の平成25年度決算の状況です。「▲」はマイナス（黒字の程度）を表しています。

今後の見通し　黒字を確保も、引き続き厳しい財政状況

下表は、今後5年間（平成31年度まで）の本市の普通会計の財政状況の見通しを示したものです。

各年度については、財政調整基金、減債基金といった積立金（預金）を取り崩すことで収支の調整を行っているため、累積収支は0（ゼロ）になっていますが、積立金現在高は年々減少していくことが予想されます。

今年度も黒字を確保しましたが、市税の大幅な増収が見込めないこと、急速な少子高齢化の進行などによる社会保障関係費（民生費）の増加、依然大きな公債費の負担などの理由で、引き続き厳しい財政状況が予想されます。

市では、〝魅せましょう Leading City 岸和田〟をキャッチフレーズに、市民サービスの充実を図りながら、更なる歳入の確保と歳出の削減に努め、持続可能な財政運営、より良い岸和田のまちづくりを進めていきます。

※　この見通しは、平成26年8月現在の地方税財政制度などを前提にしています。今後の景気の動向や税制改正などにより大きく変動する場合があります。

●もっと詳しく…

出前講座「岸和田市の財政状況について」を行っています。ぜひご利用ください（申し込みは生涯学習課生涯学習推進担当☎423・9616へ）。

項目		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
歳入総額		731億3,500万円	755億9,500万円	748億7,600万円	733億2,900万円	719億2,800万円	702億1,900万円
歳出総額		731億3,500万円	755億9,500万円	748億7,600万円	733億2,900万円	719億2,800万円	702億1,900万円
累積収支		0円	0円	0円	0円	0円	0円
健全化判断比率	実質赤字比率	－	－	－	－	－	－
	連結実質赤字比率	－（▲1.96%）	－（▲3.18%）	－（▲2.80%）	－（▲2.98%）	－（▲3.22%）	－（▲4.21%）
	実質公債費比率	14.5%	14.1%	13.4%	13.0%	11.9%	10.2%
	将来負担比率	84.5%	76.9%	72.3%	60.9%	54.7%	47.4%
市債現在高		771億2,800万円	757億2,200万円	736億6,800万円	707億3,000万円	678億9,600万円	645億3,000万円
積立金現在高		63億1,600万円	56億4,500万円	51億1,500万円	50億4,700万円	44億8,100万円	43億8,100万円

※　「－」は赤字額がないため比率なし、「▲」はマイナス（黒字の程度）を示しています。

広報「きしわだ」平成 26 年 11 月号より抜粋

平成 25 年度 決算の概要

平成 25 年度の市のお金の報告書である決算がまとまりました。その概要をお知らせします。詳細や過去の決算については、市ホームページをご覧ください。

問合　財政課（☎423－9542・9543）

一般会計 歳入　730 億 3,352 万円（対前年度比 6.5%減）

自主財源
（市税など、市が自主的に収入できる財源）
300 億 9,355 万円
（全体の 41.2%）

- 市税 244 億 3,618 万円
- 使用料・手数料 11 億 6,760 万円
- 諸収入 11 億 4,735 万円
- 分担金・負担金 10 億 5,367 万円
- その他 22 億 8,875 万円

依存財源
（国や府などから交付される財源）
429 億 3,997 万円
（全体の 58.8%）

- 国庫支出金 147 億 9,735 万円
- 地方交付税 139 億 9,360 万円
- 市債 63 億 8,150 万円
- 府支出金 47 億 9,983 万円
- その他 29 億 6,769 万円

一般会計 歳出　728 億 8,415 万円（対前年度比 6.2%減）

市民 1 人当たりの支出
約 362,469 円
※　今年 1 月 1 日の人口（20 万 1,077 人）で割った額です。

- **公債費**（12.3%）89 億 9,777 万円
  市の借入金（市債）の返済
  市民 1 人 44,748 円
- **衛生費**（10.2%）74 億 471 万円
  健康推進、公害対策、ごみ処理などに
  市民 1 人 36,825 円
- **土木費**（8.5%）61 億 5,911 万円
  道路・河川・港湾・公園・住宅の整備、交通安全対策などに
  市民 1 人 30,631 円
- **民生費**（44.8%）326 億 3,078 万円
  社会保障、子育て支援、高齢者・障害者の福祉などに
  市民 1 人 162,280 円
- **総務費**（10.7%）78 億 1,039 万円
  市役所の運営、広報、情報化推進、文化・国際事業などに
  市民 1 人 38,843 円
- **教育費**（8.8%）64 億 1,279 万円
  小・中・高等学校教育、社会教育、スポーツ振興などに
  市民 1 人 31,892 円
- **その他**（4.7%）34 億 6,860 万円
  議会運営、商工・観光、農林水産、消防・防災などに
  市民 1 人 17,250 円

●市の会計その 1
一般会計 歳入・歳出ともに減少

市の会計には、一般会計、特別会計、公営企業会計の 3 つがあります。

一般会計は、福祉や教育など日常生活に関わる事業に使うもので、基本的な会計です。

一般会計の歳入総額は 730 億 3352 万円、歳出総額は 728 億 8415 万円で、歳入から歳出を引いた額（形式収支）は 1 億 4937 万円となり、翌年度へ繰り越すべき財源 5405 万円を差し引いた額（実質収支）は、9532 万円の黒字となりました。

主要な自主財源である市税収入は 244 億 3618 万円となり、昨年度より 3 億 9687 万円の増額となりました。しかし、依存財源である地方交付税、市債などは減額となり、歳入全体では 50 億 9757 万円の減額となりました。

歳出では、民生費や衛生費などの支出が増額しましたが、総務費や公債費などの支出が減額となり、全体では 48 億 4436 万円の減額となりました。

●市の会計その 2
特別会計 4 つの特別会計で黒字

特別会計とは、一般会計とは別に国民健康保険や介護保険など、特定の収入で特定の支出を賄う場合に経理する会計で、6 会計あります。

国民健康保険事業は赤字となりましたが、その他の特別会計は黒字または収支が均衡となりました。

※　財産区特別会計は、個人所有ではない、ため池などの処分金を管理する会計で、他の特別会計とは性質が異なります。

区分	歳入額	歳出額	差引額
国民健康保険事業	232 億 6,438 万円	246 億 5,253 万円	▲ 13 億 8,815 万円
自転車競技事業	230 億 8,082 万円	230 億 299 万円	7,783 万円
土地取得事業	16 億 3,123 万円	16 億 3,123 万円	0 円
後期高齢者医療	20 億 6,178 万円	20 億 3,815 万円	2,363 万円
介護保険事業	142 億 5,455 万円	141 億 2,851 万円	1 億 2,604 万円
財産区	12 億 8,597 万円	3,873 万円	12 億 4,724 万円

※「▲」はマイナスを表しています。

資料２

岸和田市ホームページ「きしわだ行財政再生プラン効果額」より一部抜粋

効果額のまとめ

≪平成１９・２０・２１・２２・２３年度実績効果額≫　（単位：千円）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合 計
歳出削減効果額	1,448,346	1,690,094	1,970,727	1,644,650	1,940,399	8,694,216
歳入確保効果額	1,064,650	589,100	181,602	825,089	859,363	3,519,804
効果額合計	2,512,996	2,279,194	2,152,329	2,469,739	2,799,762	12,214,020
プラン計画額	1,422,768	1,764,973	2,541,069	3,378,298	2,841,005	11,948,113
差引	1,090,228	514,221	▲ 388,740	▲ 908,559	▲ 41,243	265,907

≪歳出削減効果額≫　（単位：千円）

歳出削減効果	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合 計
人件費の適正化等（委託民営化推進分除く）	699,130	926,291	1,148,111	629,624	598,609	4,001,765
特別会計・企業会計繰出基準の見直し	103,492	100,898	199,873	176,518	159,592	740,373
外郭団体への補助金の見直し	899,774	693,341	652,111	1,036,990	1,074,864	4,357,080
各種団体補助金・給付金等の見直し	17,494	57,738	62,628	65,403	65,076	268,339
普通建設事業の抑制	44,529	▲ 125,819	▲ 121,099	▲ 202,773	▲ 131,110	▲ 536,272
公債費対策制度の活用	—	5,537	5,259	20,898	21,860	53,554
事業委託・民営化の推進	—	—	61,096	105,592	157,566	324,254
その他事務事業の見直し等	96,539	118,855	129,301	130,893	125,980	601,568
推計外臨時経費対応分	▲ 412,612	▲ 86,747	▲ 166,553	▲ 318,495	▲ 132,038	▲ 1,116,445
合　計	1,448,346	1,690,094	1,970,727	1,644,650	1,940,399	8,694,216

≪歳入確保効果額≫　（単位：千円）

歳入確保効果	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合 計
収益事業収入の更なる確保	100,000	150,044	147,467	144,338	145,119	686,968
退職手当債制度の活用	964,650	297,579	▲ 148,224	337,026	345,542	1,796,573
基金・資産の有効活用	—	—	46,632	95,557	97,533	239,722
受益と負担の見直し	—	141,477	135,727	248,168	271,169	796,541
合　計	1,064,650	589,100	181,602	825,089	859,363	3,519,804

資料３

「平成 24 年度事務報告書」、「平成 25 年度事務報告書」より一部抜粋

行財政新改革プラン（平成 23 年 12 月～平成 28 年度）の推進状況について

（単位：千円）

番号	項　　目	取組内容	効果額	
			H24	H25
1-2	行政評価の実施・活用	63 事業について事務事業評価実施	―	1,783
3-1	民間委託の活用・促進	城東保育所の民営化 学校給食業務の民営化 電話交換業務の委託 外部委託の推進に関する指針を策定	89,797	11,804
3-2	公用車の一括管理	公用車両等管理業務のシルバー人材センターへの委託	―	3,402
6-1	外郭団体の見直し	(財)公園緑化協会からの出資金返還	390,000	―
6-2	土地開発公社の見直し	解散に伴い市で発行した長期債利子負担額の金利抑制	―	58,499
11-1	新定員管理計画の推進	平成 24 年度普通会計人数 1,304 人 平成 25 年度普通会計人数 1,301 人 3 人減（ただし、広域事業者指導課の他市職員、平成 24 年度は 7 人、平成 25 年度は 11 人を含む） 平成 26 年度要員計画策定	―	21,726
11-2	任期付職員制度の検討	一般職の任期付職員の採用（5 名）	―	20,755
12-1	給与制度の適正な運用	住宅手当削減、管理職手当削減等	30,081	95,364
18-2	補助金等の適正化の推進	実態調査の実施と、ホームページでの公表	―	△1,799
20-1	庁内ＩＴ化の推進	システム運用経費削減	―	42,911
21-2	広告収入事業の拡充	庁舎案内図設置料収入	700	756
21-3	官公庁ネットオークションの活用	インターネット公有財産売却システムの導入	―	2,569
25-1	安定的な収益事業収入の確保	競輪事業再建プランの策定 全日本プロ選手権及び高松宮杯競輪の開催	―	166,064
26-2	水道事業の経営健全化	水道ビジョン実施計画の推進や管理者非設置による人件費削減等	―	7,662
26-3	下水道事業の経営健全化	資金不足解消計画見直しと電算システム運用管理委託化による負担金削減	―	7,662
合　　計			510,578	439,158

資料４

平成 26 年６月「公共施設のあり方に関するアンケート」より

【公民館等】

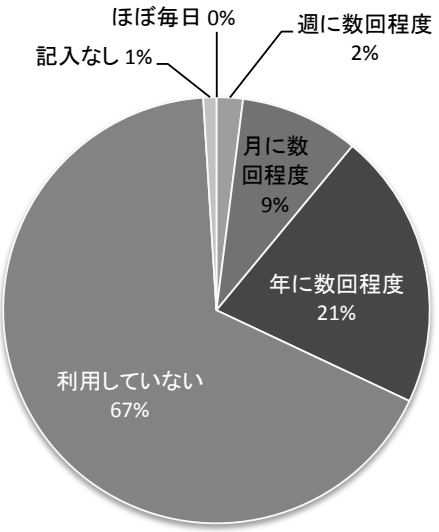

【女性センター】

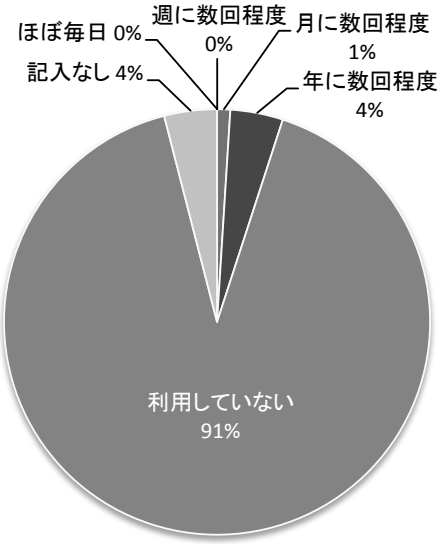

【保健福祉施設】

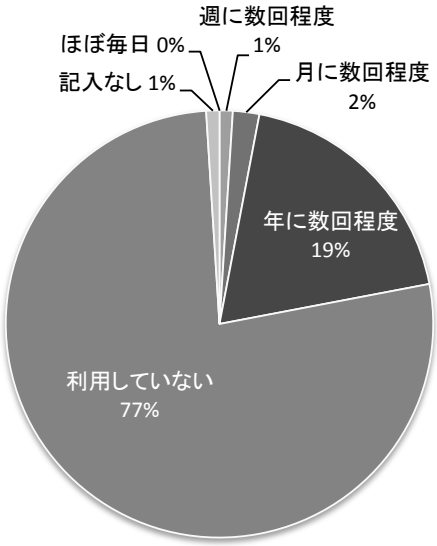

【スポーツ施設】

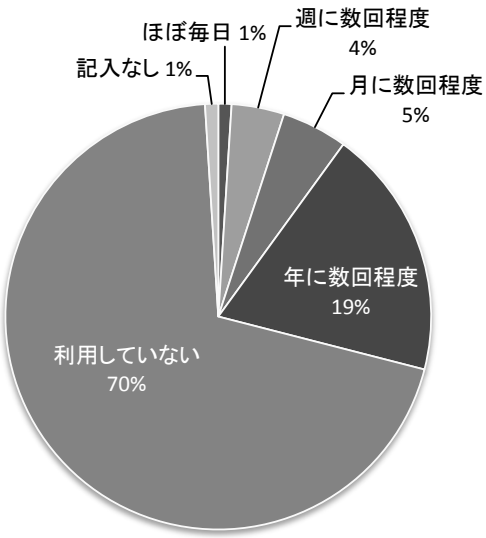

【文化振興施設】

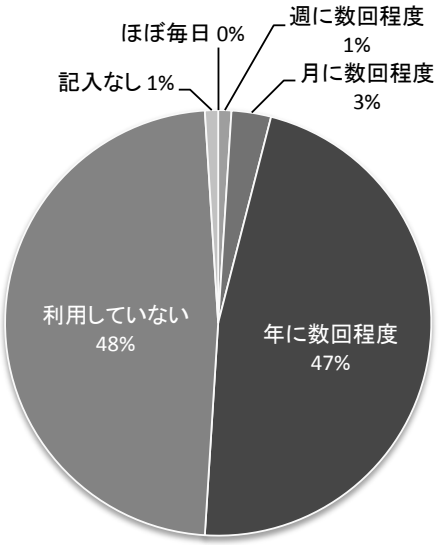

【観光施設】

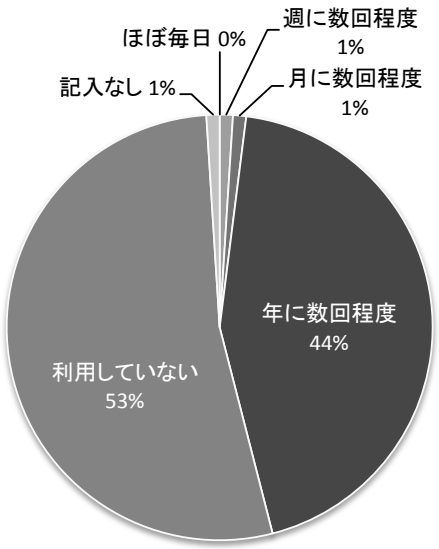

資料５

平成 26 年４月「岸和田市公共施設白書」より集計

体育館等、有料の運動広場　（単位：千円）

歳入	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
総合体育館	47,001	38,840	38,875	
中央体育館	4,572	4,749	4,206	
春木体育館	2,132	1,939	1,828	
心技館	0	0	0	
牛ノ口公園運動広場	4,744	4,233	4,064	
久米田公園運動広場	1,107	1,059	971	
葛城運動広場	2,688	2,418	857	
春木運動広場	1,581	1,512	968	
八木運動広場	791	756	1,179	
合計	64,616	55,506	52,948	173,070

歳出	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
総合体育館	132,970	109,224	112,903	
中央体育館	28,910	15,074	15,285	
春木体育館	11,117	10,025	20,735	
心技館	3,130	3,344	3,422	
牛ノ口公園運動広場	17,879	9,194	9,582	
久米田公園運動広場	3,033	3,091	3,127	
葛城運動広場	8,236	4,761	4,853	
春木運動広場	4,400	4,655	4,691	
八木運動広場	5,093	4,634	4,743	
合計	214,768	164,002	179,341	558,111

歳入合計/歳出合計= 31.01%

文化振興施設

歳入	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
浪切ホール	0	1,299	1,313	
マドカホール	29,658	28,598	27,599	
自泉会館	3,528	2,827	2,958	
合計	33,186	32,724	31,870	97,780

歳出	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
浪切ホール	315,932	239,469	258,394	
マドカホール	92,953	116,410	117,120	
自泉会館	14,622	15,992	18,573	
合計	423,507	371,871	394,087	1,189,465

歳入合計/歳出合計= 8.22%

観光施設(一部抜粋)

歳入	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
だんじり会館	11,344	21,283	19,696	
岸和田城	9,035	13,567	13,916	
合計	20,379	34,850	33,612	88,841

歳出	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
だんじり会館	96,994	77,072	62,372	
岸和田城	28,747	25,788	25,775	
合計	125,741	102,860	88,147	316,748

歳入合計/歳出合計= 28.05%

資料６

窓口交付手数料を各市ホームページより調査

（単位：円）

	a市	b市	c市	d市	e市	f市	g市	h市
住民票	200	300	300	300	200	300	300	300
印鑑登録証明書	250	300	300	300	300	300	300	300
納税証明書	200	300	300	300	200	300	300	300
市民税・府民税所得課税証明書	200	300	300	300	200	300	300	300

	i市	j市	k市	l市	m市	n市	o市	岸和田市
住民票	300	200	300	300	300	300	300	300
印鑑登録証明書	300	200	300	300	300	300	300	300
納税証明書	300	200	300	300	300	400	300	300
市民税・府民税所得課税証明書	300	200	300	300	400	400	300	300

資料７

公民館の使用料を各市ホームページより調査

	条例記載	減免の規定
Ａ市	使用料に関する規定なし。	規定なし
Ｂ市	使用料を徴収する。	減免について列挙
Ｃ市	使用料は、無料とする。	規定なし
Ｄ市	使用料に関する規定なし。	規定なし
Ｅ市	無料とする。目的外は使用料を徴収する。	全額免除と５割減免の列挙
Ｆ市	使用料を前納しなければならない。	免除について列挙
Ｇ市	使用料に関する規定なし。	規定なし
Ｈ市	利用料金を前納しなければならない。	免除について列挙
Ｉ市	使用料は、無料とする。	規定なし
Ｊ市	市立公民館なし。	―
Ｋ市	使用料を納付しなければならない。	免除について列挙
Ｌ市	使用料を前納しなければならない。	免除について列挙
Ｍ市	使用料を前納しなければならない。	７割減免、３割減免について列挙
Ｎ市	使用料を納付しなければならない。	全額免除と５割減免の列挙
Ｏ市	許可の際、納付しなければならない。	減免について列挙
岸和田市	無料とする。目的外は使用料を徴収する。	教育委員会が認める場合

資料８

岸和田市例規集より

①有料施設の設置目的と減免規定

○文化会館（マドカホール）

・岸和田市立文化会館条例

（使用料等の減免）
第 14 条　市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料等を減額し、又は免除することができる。

○自泉会館

・岸和田市立自泉会館条例

（使用料の減免）
第 12 条　市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

○だんじり会館

・岸和田だんじり会館条例施行規則

（入場料の免除等）
第４条の２　市長は、次の各号に掲げる者がだんじり会館の有料部分に入場しようとするときは、条例第７条に規定する公益上その他特別の理由があるものとして、入場料を免除するものとする。
(1)身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第４項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者
(2)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第２項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
(3)大阪府療育手帳に関する規則（平成 12 年大阪府規則第 42 号）第７条第２項の規定による療育手帳の交付を受けている者又はこれと同様の事情にあると市長が認めた者
(4)前３号に掲げる者を介護する者。ただし、要介護者１名につき１名を上限とする。
２．市長は、だんじり会館の有料部分に入場しようとする者から地域の観光の振興に資するものとして市長が指定する証票（以下「指定証票」という。）の提示があったときは、条例第７条に規定する公益上その他特別の理由があるものとして、その者に係る減額前の入場料の額から条例別表第１に規定する団体の場合の入場料の額を控除した額を減額するものとする。

○岸和田城

・岸和田城条例施行規則

（入場料の免除等）

第５条　次の各号に掲げる者が岸和田城天守閣に入場しようとするときは、条例第９条の規定により公益上その他特別の理由があるものとして、入場料を免除するものとする。

(1)身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第４項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者

(2)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第２項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(3)大阪府療育手帳に関する規則（平成 12 年大阪府規則第 42 号）第７条第２項の規定による療育手帳の交付を受けている者又はこれと同様の事情にあると市長が認めた者

(4)前３号に掲げる者を介護する者。ただし、要介護者１名につき１名を上限とする。

２.市長は、岸和田城天守閣に入場しようとする者から地域の観光の振興に資するものとして市長が指定する証票（以下「指定証票」という。）の提示があったときは、条例第９条の規定により公益上その他特別の理由があるものとして、その者に係る減額前の入場料の額から条例別表第１に規定する団体の場合の入場料の額を控除した額を減額するものとする。

３.市長は、指定証票の指定をしたときは、市ホームページにおいて公表する。

４.岸和田城天守閣の入場料の減額又は免除を受けようとする者は、第１項各号に該当することを証する書類を提示の上、岸和田城天守閣入場許可兼入場料減免申請書（様式第４号）により市長に申請しなければならない。ただし、第２項の規定による減額を受けようとする場合については、当該申請書の提出に代えて、指定証票の提示により申請することができる。

○体育館

・岸和田市民体育館条例施行規則

（使用料の減免）

第 14 条　条例第 12 条の２の規定による使用料の免除又は減額の基準は、次の各号に定めるところによる。

(1)本市又は本市の機関が主催する事業を行う場合　免除

(2)市内の社会教育団体又は社会福祉関係団体で特に管理者が認めるものが、それぞれ社会教育又は社会福祉のための事業を行う場合　５割減額

(3)その他管理者が特に必要と認めた場合　免除又は管理者が別に定める額を減額

○運動広場等

・岸和田市立運動広場等の設置及び管理に関する条例施行規則

（使用料の減免）

第９条　条例第 10 条の規定による使用料の免除又は減額の基準は、次の各号に定めるところによる。

(1)本市又は本市の機関が主催する事業を行う場合　免除

(2)市内の社会教育団体又は社会福祉関係団体で特に管理者が認めるものが、それぞれ社会教育又は社会福祉のための事業を行う場合　５割減額

(3)その他管理者が特に必要と認めた場合　免除又は管理者が別に定める額を減額

○駐車場

・岸和田市営旧港地区立体駐車場条例施行規則

（減免）

第３条　市長（指定管理者により駐車場の管理が行われている場合においては、指定管理者）は、利用者から市長が地域経済の振興上必要があると認めて指定する証票（以下「指定証票」という。）の提示があったときは、条例第６条に規定する公益上その他特別の理由があるものとして、使用料を減額し、又は免除する。

２.指定証票は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)旧港地区（本市港緑町内をいう。以下同じ。）の区域内に所在する劇場、映画館その他これらに類する施設の領収証書（以下「劇場等の領収書」という。）

(2)旧港地区の区域内に所在するスーパーマーケット、小売店舗その他商業店舗の領収証書（以下「商業店舗の領収書」という。）

３．第１項の規定により減額又は免除する使用料の額は、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める時間分を限度として減額又は免除するものとする。

(1)劇場等の領収書の提示があった場合　条例別表に定める使用料の２時間を超えて次の１時間分

(2)商業店舗の領収書の提示があった場合　条例別表に定める使用料の２時間を超えて次の２時間分

(3)劇場等の領収書及び商業店舗の領収書の提示があった場合　条例別表に定める使用料の２時間を超えて次の３時間分

４．利用者は、第１項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする場合においては、指定証票を駐車券と併せて提示しなければならない。この場合において、指定証票の提示があったことをもって、当該使用料に係る減免の申請及び許可があったものとみなす。

・岸和田市営駐車場条例

（設置）

第１条　道路交通の円滑化を図り、もって市民の利便に資するため、岸和田市本町 1819 番地の７に、岸和田市営駐車場（以下「駐車場」という。）を設置する。

（使用料の減免）

第４条　市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

○駐輪場

・岸和田市営自転車等駐車場条例

（設置）
第１条　市内の鉄道駅周辺における自転車等の駐車秩序を確立し、自転車等利用者の駐車の利便を図るため、本市に自転車等駐車場（以下「駐車場」という。）を設置する。
（使用料の免除）
第８条　市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を免除することができる。
（利用料金）
第 17 条　第 15 条第１項の規定により駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第７条の規定にかかわらず、駐車場を利用しようとする者は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。
２．利用料金の額は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金の額を変更しようとする場合もまた同様とする。
３．市長は、前項の承認を行ったときは、速やかに利用料金の額を告示するものとする。

・岸和田市営自転車等駐車場の利用料金の承認

２．岸和田市営自転車等駐車場の利用料金の額
～料金表省略～
備考
３．次に掲げる者が使用する場合は、この表に掲げる額のそれぞれ５割に相当する額（その額に 10 円未満の端数がある場合は、その端数を切り上げた額）とする。
(1)身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者
(2)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
(3)大阪府療育手帳に関する規則（平成 12 年大阪府規則第 42 号）第７条第２項の規定により療育手帳の交付を受けた者（同規則附則第２項の規定により療育手帳とみなされた手帳の交付を受けた者を含む。）

※駐輪場の障害者減免については、例規での規定ではなく指定管理者の提案で実施。

②有料利用と減免

有料施設である、文化振興施設（文化会館、自泉会館)、観光施設（だんじり会館、岸和田城）および生涯学習関連施設（中央体育館、春木体育館、春木グランド）についての有料利用と減免件数の割合は下記のとおりである。(駐輪場のみ平成 25 年度、他は平成 24 年度実績)

文化振興施設（文化会館、自泉会館)、生涯学習関連施設（中央体育館、春木体育館、春木グランド）の減免は、行政による利用のみである。

観光施設（だんじり会館、岸和田城）や市営駐車場の減免は子どもや障害者など人的理由によるものと、行政視察や学校の遠足などである。

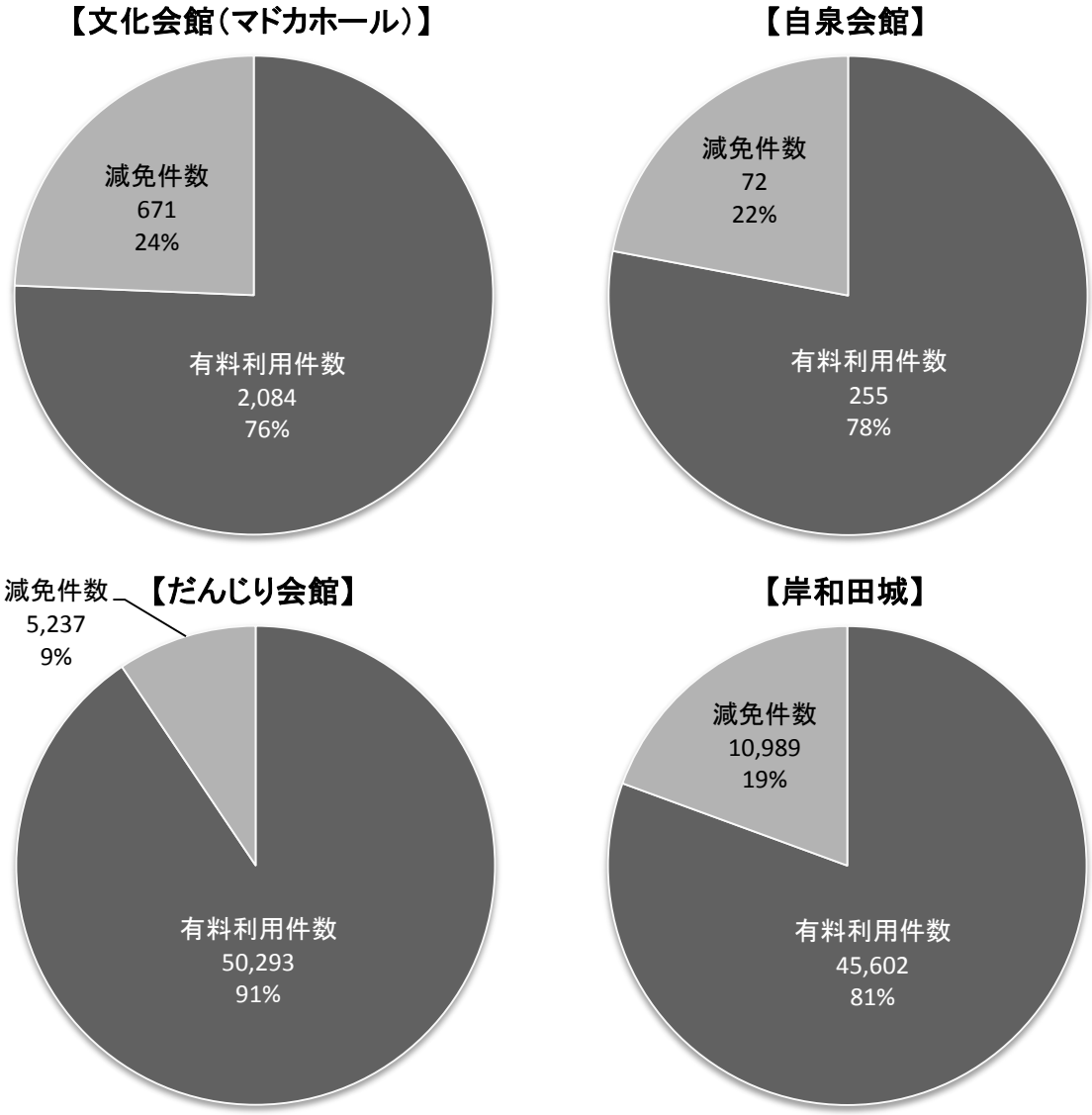

※観光施設の免除件数には、無料のこどもの入場者数（だんじり会館は未就学児、岸和田城は中学生以下）含む。また有料利用には、団体割引や３館共通入場券、地域の観光の振興に資するものとして団体割引料金での入場者を含む。

【中央体育館】

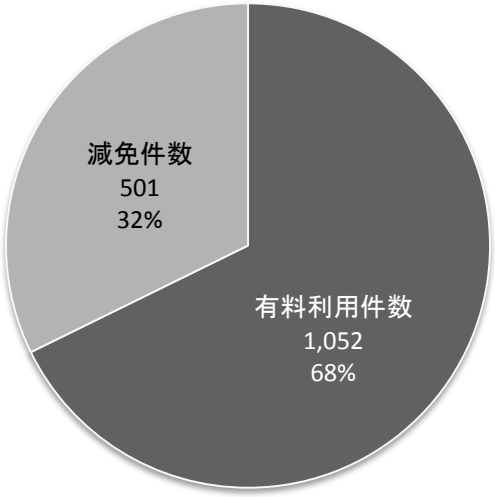

【春木体育館】

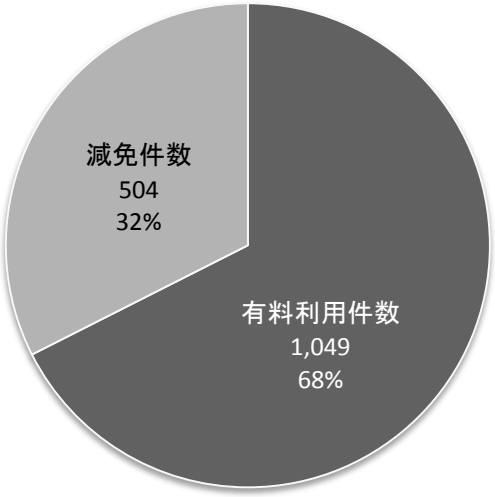

【春木運動広場】

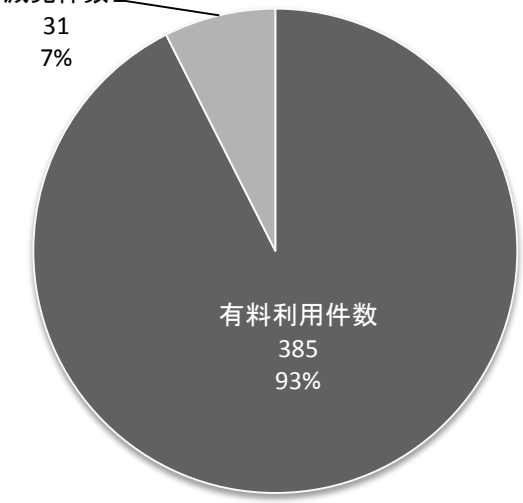

【葛城テニスコート】

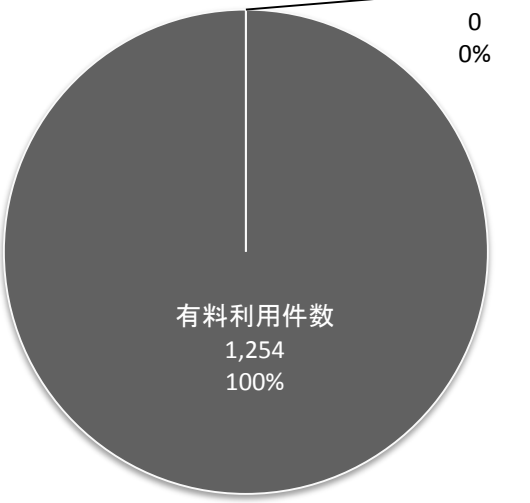

【市営駐車場】

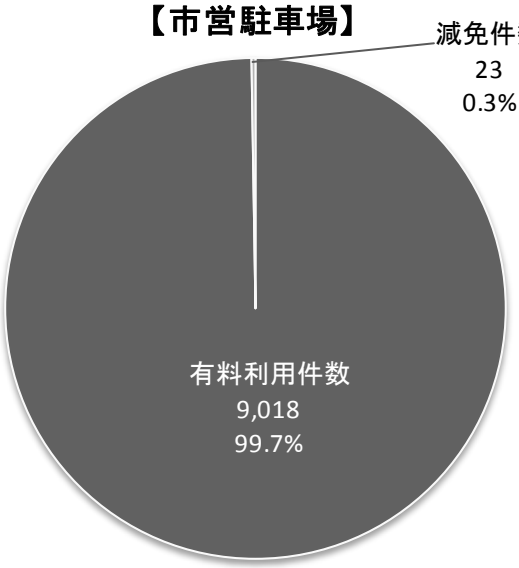

【駐輪場】

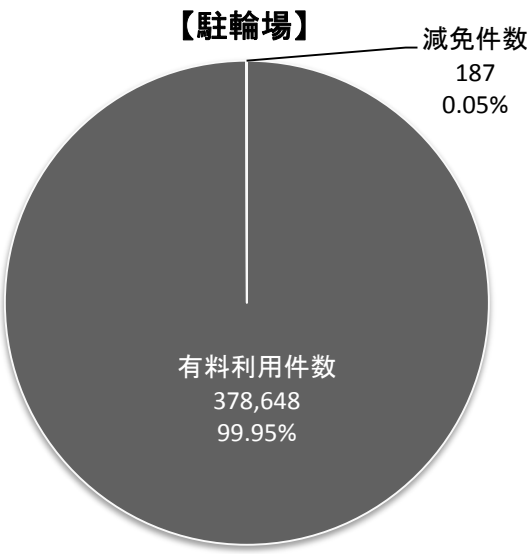

※駐輪場については自転車一時預かりのみの集計。